

**【 計画 】 高年齢労働者処遇改善促進助成金
《賃金規定等改定計画書》及び《賃金規定等改定計画書（変更届）》
提出書類のご案内**

● 提出先

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク
〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5階
千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室
TEL 043-441-5678

《 ご注意 》

- 極力窓口へのご提出をお願いします。郵送でご提出される場合は、提出書類に不備、不足がないようご確認ください。
- 書類の提出に従業員が行う場合は社員証等を掲示してください。また、書類の提出だけでなく、書類に書かれた内容を修正する場合は、代理人として選任し委任状の原本も併せてご掲示ください。第三者が代理人の場合は、事業主からの委任状(原本)及び身分証を提出してください。
- 審査の過程において、内容等の確認をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- 様式は厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

《賃金規定等改定計画書》(初回に提出する場合)

● 提出期限

賃金規定等改定予定日の前日まで

| 事業所名 | 受理日 | 受理者 | HW | 局 |
|--|---|-----|-------------------------------------|---------|
| 確認事項 | | | | |
| | | | チェック欄 | 枚数記入欄 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 事業主 所 局 |
| 1 本社の所在地が千葉県内の事業所であるか | ※県外の場合には管轄の各都道府県労働局に提出してください。 | | <input type="checkbox"/> | |
| 必須提出書類 | | | | |
| 2 高年齢労働者処遇改善推進助成金 《賃金規定等改定計画書》(様式第1号(計画)) | ※適用事業所ごとに作成願います。 ※算定対象労働者一覧には在籍出向者も含みます。 | | <input type="checkbox"/> | |
| ※必要に応じて提出する書類 | | | | |
| 3 委任状(原本) | ※事業主の委任を受けて代理人が提出する場合、ご提出願います。 | | <input type="checkbox"/> | |

《賃金規定等改定計画書(変更届)》(計画変更する場合)

● 提出期限

- 賃金規定等改定予定年月日の変更については、変更後の賃金規定等改定予定日の前日まで
- 上記以外の変更は、支給対象期の第1期支給申請日まで

| 必須提出書類 | | | チェック欄 | 枚数記入欄 |
|---|---|--|-------------------------------------|---------|
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 事業主 所 局 |
| 1 高年齢労働者処遇改善推進助成金 《賃金規定等改定計画書(変更届)》(様式第2号(計画変更)) | ※労働局から送付された受付番号の記入がある変更前の「高年齢労働者処遇改善推進助成金 《賃金規定等改定計画書》(様式第1号(計画))」 の写しを添付下さい。 | | <input type="checkbox"/> | |